香川県総合計画の見直しに係る有識者懇談会設置要綱

(設置)

第1条 県の総合計画の見直しにあたって意見を求めるため、香川県総合計画の見直しに係る有識 者懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 懇談会は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体の代表者
 - (3) 市町の代表
 - (4) その他知事が必要と認める者

(会長)

- 第3条 懇談会には会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、懇談会の会議を招集し、その議長となる。

(副会長)

- 第4条 懇談会には副会長を置き、会長が委員のうちから指名する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 懇談会は、原則として公開により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、懇談会が会議の全部または一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
 - (1) 香川県情報公開条例 (平成 12 年条例第 54 条) 第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
 - (2) 公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合
- 2 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、香川県政策部政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和4年12月15日から施行する。